



## 松本都市計画道路の変更案を縦覧します ～都市計画の案についての意見を募集します～

松本都市計画道路の変更案を作成しました。以下のとおり都市計画案を「縦覧」しますので、ご意見のある方は意見書の提出をお願いします。

1 縦覧期間 令和4年4月12日(火)～4月25日(月)  
※土日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

2 縦覧場所 長野県建設部都市・まちづくり課  
長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁7階

長野県松本建設事務所計画調査課  
松本市大字島立 1020

松本市役所 交通部交通ネットワーク課、建設部都市計画課  
松本市丸の内3番7号

3 ご意見をお聴きする都市計画案の内容  
・松本都市計画道路の変更【長野県決定】  
3・4・11号宮渕新橋上金井線(一部路線の廃止)

### <意見書の提出について>

○意見書の提出期間：4月12日(火)～4月25日(月)

○意見書の提出、問合せ先

長野県建設部都市・まちづくり課 (TEL:026-235-7298)

長野県松本建設事務所計画調査課 (TEL:0263-40-1964)

松本市役所交通部交通ネットワーク課 (TEL:0263-34-3286)

松本市役所建設部都市計画課 (TEL:0263-34-3251)

○意見書提出に係る留意事項は、別紙をご覧ください。

○詳細については、県ホームページ(以下のURL)をご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/toshi/keikaku/tetsuzuki/index.html>

### 信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

建設部 都市・まちづくり課 まちなみ整備係  
(課長)高倉 明子 (担当)石合 貴徳  
電話 026-235-7298(直通)  
026-232-0111(代表) 内線 3362  
FAX 026-252-7315  
E-mail toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

#### 意見書提出に係る留意事項

- ◆意見書を提出される方は、縦覧場所又は県ホームページにある「意見書」に意見の概要をご記入の上、意見書の提出期間内に持参又は郵送してください。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、できる限り郵送による提出をお願いします。(持参の場合は、提出期間最終日の午後 5 時 15 分までに提出されたもの、郵送の場合は、同日までに到着したものに限りです。)
- ◆ファクシミリ、電子メールによる提出はできませんのでご了承ください。
- ◆提出された意見書の要旨は、縦覧後に行われる「長野県都市計画審議会」の資料として提出します。また、個人のプライバシーに配慮した上で、公表することもありますのでご了承ください。